



# 抽選番号票(申込書受理確認通知)

令和8年3月26日

仙台市営住宅の入居申込書を受理しました。抽選番号は、表記抽選番号票のとおりです。

## 抽選会

### 【抽選会日時】

令和8年4月7日(火)

午前10時～午前11時30分終了予定

### 【抽選会場】

エル・パーク仙台 5階セミナーホール

仙台市青葉区一番町4-11-1

※抽選会への出席・欠席は、抽選結果には関係しません。

※抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※抽選会場には駐車場・駐輪場はございません。必ず公共の交通機関をご利用ください。

## 抽選結果の通知

抽選結果は、ハガキで全員に通知いたします。

(令和8年4月14日(火)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

①当選された方の通知書には、二次審査の案内と持参していただく書類を示してありますので早めに準備してください。

②補欠の方は、補欠の順位を通知いたします。入居順番が回りましたら、二次審査を行いますので、それまでお待ちください。

※当選者に辞退か失格があれば補欠者に入居の順番が回ります。補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

# 抽選結果通知書

令和8年4月14日

# 入居申込み理由

- 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)あてはまる番号を○で囲んでください。その他を選択した場合は具体的理由を必ず記入してください。
  - 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
  - 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
  - 遠距離通勤をしている。
  - 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
  - 正当な事由により、貸主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
  - 住宅が狭くなった。
  - その他 [ ]
- 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。
  - 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
  - 賃貸 [借主氏名] [申込者との続柄]
  - 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [借主氏名] [申込者との続柄]
  - その他( )
- 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。居室数 \_\_\_\_\_ 部屋(DKを除きます) \_\_\_\_\_ 広さ \_\_\_\_\_ 畳(洋室も畳に換算してください)家賃 \_\_\_\_\_ 円(共益費・駐車場代を除きます)
- 申込者または同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。
  - 有 \_\_\_\_\_
  - 無 \_\_\_\_\_住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。住宅名: \_\_\_\_\_ 住宅棟号 \_\_\_\_\_ 入居期間: \_\_\_\_\_ 年から \_\_\_\_\_ 年まで
- 外国籍の方は次の質問にお答えください。あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。国籍: \_\_\_\_\_ 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい \_\_\_\_\_ 2. いいえ \_\_\_\_\_
- 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる口には、チェック(✓)をつけてください)
  - 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
  - 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
  - ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
  - 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
  - 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者。(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
  - 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方。
  - 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(  離婚調停中で事件係属証明書が出る  住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない  配偶者等からの暴力被害者に該当する証明書が出る )
  - 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む) [所有者氏名] \_\_\_\_\_ ]
  - 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。  
( 疾病名: \_\_\_\_\_ )  
( 疾病対象者氏名: \_\_\_\_\_ )

## 暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日